

令和4年

第1回(定例会)東かがわ市教育委員会議

会議録

令和4年1月25日(火)

出席構成員			
東かがわ市教育長	竹田 具治		
委員(教育長職務代理者)	向山 正裕		
委員	山本 勝博		
	樫原 文子		
	安富 安代		
欠席構成員			
説明のため会議に出席した者の職氏名			
教育部長	中川 敬彦	学校教育課 副主幹	水口 由美子
学校教育課長	片山 竜治	学校教育課 副主幹	久武 滋
生涯学習課長	中川 晃代	生涯学習課 副主幹	上枝 勉
子育て支援課長	六車 輝典	子育て支援課 副主幹	寒川 和之
職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名			
学校教育課 副主幹	水口 由美子		
会議録署名人			
教育長 竹田 具治、委員 山本 勝博			
事務局担当書記	学校教育課 副主幹 水口 由美子		

【特記事項】 傍聴人:0人

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名委員の指名について		
日程第 2	会期の決定について		
日程第 3	令和 3 年第 13 回（定例会）東かがわ市教育委員会会議録の承認について		
日程第 4	教育長報告		
日程第 5	議案	第 1 号	東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案	第 2 号	東かがわ市体育施設設置条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案	第 3 号	東かがわ市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
日程第 8	議案	第 4 号	東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
日程第 9	議案	第 5 号	東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
日程第 10	議案	第 6 号	東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について
日程第 11	議案	第 7 号	東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示の制定について
日程第 12	議案	第 8 号	東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令の制定について
日程第 13	報告	第 1 号	令和 3 年度香川県学習状況調査結果について
日程第 14	協議	第 1 号	東かがわ市教育委員会表彰について

【議 事 内 容】

(午後 1時30分 開会)

■日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、本会議の会議規則第6条の規定に基づき、竹田教育長と委員の中から1名、山本委員を指名。

■日程第2 会期の決定について

教育長から、本会議の会期について1日でよいか意見を求める。

<質疑>

○ 委員 1日です承。

■日程第3 令和3年第13回(定例会)東かがわ市教育委員会会議録の承認について

学校教育課長から会議録について説明。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第4 教育長報告

竹田教育長から、12月(12月28日から1月25日)に出席した行事等について報告。

また、今後の予定について報告し、質疑を求める。

<質疑>

○ 特になし。

■日程第5 議案 第1号 東かがわ市公民館条例の一部を改正する条例について 生涯学習課・上枝副主幹が説明。

<質疑>

- 向山委員 500円というのは隣接町との関係ですか。
- 中川課長 交流プラザと同じように自主グループで活動している陶芸教室があります。このクラブが陶芸室を利用しております、1時間あたり500円で利用しています。

■日程第6 議案 第2号 東かがわ市体育施設設置条例の一部を改正する条例について
生涯学習課・上枝副主幹が説明。

<質疑>

- 向山委員 半面貸しの場合、安全面はどうなのでしょう。
- 中川課長 ネットがあります。引田体育館を利用していた方が飛翔体育館を利用するようになると思いますが、全面が必要ない場合に半面ずつ使える形にしておけば多くの団体が利用出来ることになります。

■日程第7 議案 第3号 東かがわ市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
生涯学習課・上枝副主幹が説明。

<質疑>

- 特になし。

■日程第8 議案 第4号 東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

■日程第9 議案 第5号 東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

■日程第10 議案 第6号 東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について

■日程第11 議案 第7号 東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示の制定について

■日程第12 議案 第8号 東かがわ市立幼稚園の廃止に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令の制定について

子育て支援課 六車課長が説明。

<質疑>

- 向山委員 東かがわ市の保育所、幼稚園は無くなりましたね。

- 教育長 幼稚園はなくなりますが保育所はあります。
- 安富委員 14 ページの幼稚園がぬけて小中学校になっていますけれども、これはこども園の記載がありませんが、こども園については別のものがあるのでしょうか。
- 寒川副主幹 はい、ございます。
- 山本委員 17 ページ、表示の仕方が改正前は小、中学校、改正後は小中学校という表示の方がいいのかと思いますが、この表の中で改正前も小学校、中学校、改正後も小学校、中学校となっているので改正後は小中学校という表現がいいと思います。全体でそのような表現にされた方がいいのではないかと思います。
- 片山課長 小中学校の標記の仕方については、総務の例規の担当と協議をさせていただいて、この標記の方法でいいのではないかとということになっております。
- 安富委員 31 ページ、食材納入規程でも改正後にこども園が出てきていますがアレルギーの方では園児から改正後では消えていますかそれによろしいのですか。
- 片山課長 学校給食法では園児にはこの規程は適用できません。幼稚園にはこの規程が適用されますが、こども園についてはこの中では記載する必要がないので園児をはずしたということです。
- 樫原委員 学校給食は学校対象になるからですか。
- 安富委員 では、この前の食材納入の方はどうなんですか。
- 向山委員 確かめて確認しておいて下さい。
- 片山課長 はい。

日程第 13・14 については非公開とする。

午後3時 10 分 閉会
